

河川事業の評価手法に関する研究会

第5回 議事概要

1. 日時 : 平成 25 年 3 月 18 日(月)10:15～12:00
2. 場所 : 第 2 号館低層棟 1 階共用会議室2A・2B
3. 出席委員 : 小林座長、大野委員、清水委員、多々納委員、
田中委員、戸田委員、中嶋委員、松村委員
4. 議事 : 委員からの主な発言は以下のとおり。

【水害の被害指標分析の手引き(資料 2-1, 2-2, 2-3)】

- 交通途絶やライフライン停止による被害については、単純に浸水深を図示するのではなく、どの路線が途絶するか、どの地域が停電になるか等、影響を受ける範囲が分かるように表現を工夫できないか検討してはどうか。
- 被害指標のうち現時点で便益への計上が困難なものについては、あえて便益に入れる必要はなく並記しておけばよいが、将来的には費用便益分析の便益に算入していくことを目指して、検討していくべきである。そのためにも、被害指標に関する実態データの蓄積を今後とも進めていくべきである。
- 障がい者の多くが高齢者であることを踏まえると、全人口に占める障がい者の比率と高齢者以外の年齢層に占める障がい者の比率は異なるのではないか。それを踏まえて、災害時要援護者数の設定方法を改善していくことが望ましい。
- 「手引き」においては過去の実績を参考として 0%、40%、80%の 3 つの避難率を想定する案が提示されているように、事業評価監視委員会等に提出する資料についても、複数の避難率で算出することが望ましい。

【東日本大震災における津波被害(事業所関連)(資料 3-1、3-2)】

- 被災直後の2～3年は復旧需要が多いが、その後は前倒し投資の影響もあり需要は減少するので、被害額の集計期間の設定には留意が必要である。
- 今回は応急対策費用にデータ復旧の費用を入れたということだが、それ以外の費用もあるのではないか。例えば、総務部門が担っている一般管理系の業務については、災害後の混乱を收拾するために平常時を上回る業務が発生しているはずであり、そのような被害を計上することも検討していくべきである。
- 現行の治水経済調査マニュアル(案)の被害率と今回設定した値の違いについては、各項目の見直しにより計測精度を高めたことの他に、現行マニュアルの被害率設定に用いた水害規模と津波との災害規模の違いに起因する可能性もある。今後、分析を進めていくべきである。
- 営業停止・停滞被害の被害単価としている付加価値額のうち償却資産の減価償却費については、被災していない償却資産のみを計上するという事になっているが、被災前に存在していた償却資産の損料を反映するという趣旨からすると、被災した償却資産を含めてもかまわないという考え方もあり得る。
- 水害の危険性が高いところについては床高を嵩上げしている割合が多かったり、逆に危険性が低いと一般に思われているところは床高が低くなっていたりする可能性もある。河川洪水の被害率を改定する際には、このことに留意が必要である。
- 現行の治水経済調査マニュアル(案)においては被害項目として設定されていないが、役所や学校等の公的機関についても間接被害が存在する。難しいとは思いますが、その計上についても検討していくべきである。

【その他】

- 「水害の被害指標分析の手引き」については、本日の意見も踏まえて修正し、座長の最終確認をとった上で、策定の手続きを進めることとなった。